

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員倫理規程

平成16年 4月27日

自機規程第28号

最終改正 令和 2年11月19日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）第18条の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する公衆の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本機構の業務に対する公衆の信頼を確保することを目的とする。

(事業者等)

第2条 この規程において、「事業者等」とは法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）、その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(利害関係者)

第3条 この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- 一 物品購入等の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 二 共同研究及び受託研究の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 三 入学試験（論文審査・修了判定を含む。）における合格者の決定に係る事務 総合研究大学院大学及びその他機構と関連する大学院への入学を志願する者及びその関係者
- 四 学生等の懲戒処分決定に係る事務 当該懲戒処分の対象となる学生等
- 五 職員として採用する者の決定に係る事務 機構に職員として採用を希望する者及びその関係者

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の役職に係る当該職員の利害関係

者であった者が、異動後引き続き当該役職に係る他の職員の利害関係者であるとき、当該利害関係者であった者を、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該役職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者である者とみなす。

- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその役職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

（倫理行動基準）

第4条 職員は、機構の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動しなければならない。

- 一 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織又は第三者のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 職員は、法令及び機構の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。
- 四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が機構の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

（禁止行為）

第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
- 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- 五 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第14項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭

売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。

六 利害関係者から供応接待を受けること。

七 利害関係者と共に飲食をすること。

八 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

九 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食すること。

七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。

八 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあつては、倫理監督者（第13条に定める倫理監督者をいう。以下同じ。）が、公正な職務の執行に対する公衆の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。

3 第1項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第6条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同

じ。)がある者であって、利害関係者に該当する者との間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する公衆の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する公衆の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

3 職員は、同じ部署等で勤務した関係又は機構が行った研修若しくは機構から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であって、利害関係者に該当する者と共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であって自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項第7号の規定にかかわらず、これを行うことができる。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(講演等に関する規制)

第8条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬の有無に関わらず、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（兼業・兼職の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、職員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する公衆の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。

(職員からの申請に対する許可又は承認)

第9条 職員は、第5条第2項第8号の規定による許可又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ様式第1号による飲食許可申請書又は様式第2号による講演等承認申請書を作成し、倫理監督者に提出するものとする。

(贈与等の報告)

第10条 管理職の地位にある職員（大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給

与規程（平成16年自機規程第10号）に基づく管理職手当の支給を受ける職員をいう。以下同じ。）は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職の地位にある職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき5千円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、様式第3号による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、機構長又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

（報酬）

第11条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- 一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- 二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等のうち、役職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等であって役職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬
- 2 前項各号の報酬は、研究教育職員、URA職員（特任教授等に限る。）及び年俸制職員（特任専門員を除く。）が自己の研究教育成果に基づいて行う講演等に係る報酬を除く。

（報告書の保存及び閲覧）

第12条 第10条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した機構長又はその委任を受けた者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、機構長又はその委任を受けた者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。
- 3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。
- 4 贈与等報告書の閲覧は、機構長又はその委任を受けた者が指定する場所でこれを行わなければならない。

（倫理監督者）

第13条 機構は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。

- 2 前項に規定する倫理監督者は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営

通則（平成16年通則第1号）第6条第1項第1号に規定する機関の長及び同通則第17条第3項に規定する事務局長とする。

（倫理監督者への相談）

第14条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

（機構長の責務）

第15条 機構長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 贈与等報告書の受理及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 二 職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- 三 職員がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知したことを理由として、当該通知をした職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- 四 研修その他の施策により、職員の倫理観のかん養及び保持に努めること。

（倫理監督者の責務等）

第16条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 職員からの第6条第2項又は第14条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 二 職員からの第9条の申請を適当と認めた場合に、許可又は承認を行うこと。
 - 三 職員が特定の者と公衆の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 2 倫理監督者は、職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

（職員がこの規程に違反した場合の対処等）

第17条 機構長は、職員がこの規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、直ちに調査を開始し、調査の結果当該職員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、必要な措置を厳正に行うものとする。

（雑則）

第18条 この規程の実施等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和2年11月19日改正）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

別記様式第1号（第9条関係）

年 月 日	
飲食許可申請書	
倫理監督者 殿	
	所 属 職 名 氏 名 _____
大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員倫理規程第5条第2項第8号の許可を得たく、下記のとおり申請します。 記 1 飲食の目的, 理由 2 飲食の相手方 3 飲食の内容（飲食に要する予定金額を含む） 4 飲食の日時 5 飲食の場所	
上記の申請を許可する。 年 月 日 倫理監督者	

別記様式第2号（第9条関係）

年 月 日

講演等承認申請書

倫理監督者 殿

所 属

職 名

氏 名

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員倫理規程第8条第1項の承認を得たく、下記のとおり申請します。

記

- 1 講演，著述等の依頼者
- 2 講演，著述等の内容（当該講演等の対象者を含む。）
- 3 講演，著述等を行う日時及び場所
- 4 講演，著述等に伴う報酬の額

上記の申請を承認する。

年 月 日

倫理監督者

贈 与 等 報 告 書

倫理監督者 殿

(所属機関)

(職 名)

(氏 名)

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
規程第2条第2項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関との関係	

(注) (一) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(二) 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供応接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。

(三) 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。

(四) 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の証拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載する。

(五) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。